

NPO法人 介護・福祉サービス非営利団体 ネットワークみやぎ

vol. 63

●2016 年度第 2 回実務担当者会議開催報告

7月13日(水)16時から17時10分まで、フォレスト仙台5階501会議室において、16人の参加で実務担当者会議を開催しました。2016年度総会第1回理事会開催報告、第1回政策立案チーム開催報告の後、2016年度実務担当者会議・拡大研修会年間計画を確認しました。

仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業(緩和した基準によるサービス)の運営基準(未定稿)」について情報提供し、訪問介護サービス、通所介護サービスの現状について意見交換しました。訪問介護サービスでは、「既存事業所ではこれ以上ヘルパーの賃金は下げられない、介護報酬を下げられれば事業の存続も厳しい」、通所介護サービスでは、「短時間のサービス利用の要支援1・2が増えれば事業が成り立ちにくくなる」などの意見が出されました。

緩和した基準によるサービスについては、「資格を持たない地域の高齢者への期待が大きすぎる。無資格者への専門的知見にたった研修の持ち方が必要だ」などの意見が出され、仙台市への意見・要望への参考にすることとしました。

●2016 年度苦情解決の第三者委員研修会と情報交流会

7月13日(水)13時30分から16時まで、苦情解決の第三者委員5人と共同委嘱事業者16団体から12人、事務局3人が参加し開催されました。

はじめに、内館昭子理事長が「当法人の活動が介護分野のみならず福祉分野全般に広がり、介護ネットワークみやぎの名称に福祉を入れることを6月8日の総会において了承され、『NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ』と名称変更した」と説明しました。また、「福祉サービスに関する苦情解決の第三者委員の共同委嘱に関する要綱」の目的について確認しました。次に、各共同委嘱団体から2015年度の苦情・相談の報告があり、それを受けて第三者委員の方々から助言していただきました。

第三者委員から、「第三者委員に苦情や相談がなかった背景には、職員が利用者や家族の意見や要望等に丁寧に対応していることが解った。利用者の状態に応じた支援方法について家族に説明することで信頼関係が深まると思われる」など、今後を見据えた助言などをいただきました。

＜苦情解決の第三者委員＞

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 阿部 徹さん | (民生委員・児童委員) |
| 加々見ちづ子さん | (社会福祉法人なのはな会常務理事・仙台市なのはなホーム施設長) |
| 齋藤 幸子さん | (消費生活専門相談員) |
| 内藤千香子さん | (弁護士) |
| 渡辺 礼子さん | (ボラネット杜の丘代表・ボランティアアドバイザー・地域福祉推進員) |

介護・福祉ネットみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。私たちは知識と力を合わせ、良質な介護・福祉サービス提供と健全な事業運営のために、いっそうの研修にはげむとともに、情報を共有し、ネットワークをひろげます。もって子どもから大人まですべての人の人権が尊重されるまちづくりと、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

介護・福祉ネットみやぎ参加団体 宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいこープみやぎ・松島医療生活協同組合・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・公益財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぶ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城県民連事業協同組合・社会福祉法人みんなの輪・企業組合労協センター事業団東北事業本部

●2016 年度第 2 回実務担当者会議拡大研修会開催報告

7月13日(水)14時30分から、フォレスト仙台5階501会議室において、第2回実務担当者会議拡大研修会を、苦情解決の第三者委員研修と合同で行い、実務担当者、第三者委員、事務局等を含め39人が参加しました。

今回の研修では、「『高齢者を取り巻く問題』～貧困、虐待、認知症列車事故判決等を中心に～」をテーマに弁護士の佐藤由紀子さんより、高齢者の方々を取り巻く環境の変化と事件・事故の事例を通して、その原因と背景にある問題・課題について講演をしていただきました。

はじめに、将来的な超高齢化社会への移行や、高齢者のための国連原則(自立、参加、ケア、自己実現、尊厳)の説明後、具体的な事例や数値をもとに、高齢者を取り巻く問題として、貧困や虐待について解説していただきました。

貧困においては、日本の相対的貧困率はOECD加盟国中6番目に高く、生活保護受給世帯の45.5%は高齢者世帯が占めているのが現状です。高齢者が貧困になる原因としては、年金制度の問題、住居費や医療費などによる直接的な生活費の過大な負担の他に、親に経済的に依存する子ども世代の貧困という社会構造的な背景もあるようです。

一方、人生を尊厳をもって過ごすことは、介護の有無に関わらず誰もが望むことですが、高齢者を介護する家族や介護施設職員による虐待が大きな社会問題になっています。虐待には暴力的行為の身体的虐待、暴言、無視、いやがらせの心理的虐待、介護や世話の放棄、放任のネグレクトや経済的虐待、性的虐待に分けられます。家庭での虐待では、夫婦や親子など一番身近な間柄による虐待の発生率が高く、その原因として、家族の介護疲れやストレスが考えられます。一方、施設での虐待の原因として、教育や知識不足、介護技術の未熟さがあげられ、介護業界の就労環境の過酷さが背景にあると考えられています。

次に、認知症発症の要介護者による列車事故の判決について、解説していただきました。この裁判は、認知症高齢者を介護する家族の監督義務が争点となり、判決では、献身的に介護するほど監督義務責任を問われる可能性が高くなるという現法規の矛盾が示されたものでした。認知症の人の事故をどう防ぐか、起きた事故の損害をどう保障するかといった高齢化社会の課題を、個人の責任とするのではなく、社会全体のコストとして考えていく社会的コンセンサスと社会システム構築の必要性をご指摘いただきました。

今回の学習を通して、実際の介護現場における、高齢者を取り巻く問題のさまざまな背景を理解することができた研修会となりました。



講師の佐藤由紀子弁護士



拡大研修会の様子

●2016 年度第 1 回介護保険制度政策立案チーム開催報告

7月6日(水)15時から17時まで、フォレスト仙台5階介護・福祉ネットみやぎ事務所において内館理事長を座長に10人の出席で開催しました。

はじめに、大阪社会保障推進協議会・介護保険対策委員の日下部雅喜氏の大阪市の事業者向け資料「検証！介護事業者と利用者を守れるか」、既に総合事業に取り組んでいる東京都品川区、渋谷区の「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」の情報提供をしました。また、宮城県の訪問介護サービスや通所介護サービス(仙台市を含む)の現況等について情報提供と意見交換を行いました。チームメンバーからは、「総合事業については保険外しの意図が明確であり、利用者の立場に立った事業計画が進められるよう情報収集分析を行い、意見を発信していくことが必要である」などの意見が出されました。

今年度の政策立案チームの活動の視点や課題を整理し確認しました。一つは2018年度の介護報酬改定に向けての運動づくりとして、後退する介護福祉施策への介護・福祉ネットみやぎの運動づくりを行うこと。二つ目は介護予防・日常生活支援総合事業の充実のために、問題点を整理すること。三つ目として介護・福祉ネットみやぎとして、介護人材の確保、医療と介護の連携について課題として捉えていることを確認しました。

今後の活動としては、2017年4月から新しい総合事業を実施する予定の仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」について、意見・要望書の提出を行うことを確認しました。

●第2回介護保険制度政策立案チーム開催報告

8月24日(水)15時から17時まで、フォレスト仙台5階介護・福祉ネットみやぎ事務所において11人の出席で開催しました。

情報提供として、6月29日に開催された仙台市介護保険審議会資料「仙台市『介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)』」について、介護予防・生活支援サービス事業サービス類型【訪問型サービス・通所型サービス】等について情報共有しました。また、「お泊りデイ」の実態について、2015年4月に厚労省指針「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」が定められたことから、宮城県、仙台市に届け出されている事業所の情報について、詳しい届出情報を公表している東京都と比較しました。

協議事項は、前回の政策立案チームで確認された、仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」に向けて意見・要望書の提出について、今回は文案について協議しました。意見・要望項目は、1. 豊齢力(基本)チェックリストの実施について、2. 介護予防・生活支援サービス事業サービス類型【訪問型サービス】について、3. 介護予防・生活支援サービス類型【通所型サービス】についてとし、8月中に仙台市長宛てに提出することを確認しました。また、8月下旬から、「仙台市『介護予防・生活支援サービス事業』の基準、報酬等(案)」について、仙台市の意見募集が実施されることをお知らせしました。

最後に情報交流として、日本生活協同組合連合会組織推進本部福祉事業推進部長山際淳さんから、2018年度に改定される国の介護保険制度について、社会保障審議会で検討されている最新動向をお話いただきました。検討されている内容は、これまでの制度改正等の取組を更に進め、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組む点について議論が進むことが予想されます。地域包括ケアシステムの推進では、地域の実情に応じたサービスの推進(保険者機能の強化)、医療と介護の連携、地域支援事業・介護予防の推進、サービス内容の見直しや人材の確保としています。また、介護保険制度の持続可能性の確保では、給付のあり方(軽度者への支援、福祉用具・住宅改修)、負担のあり方(利用者負担等)があげられ、その他課題として、保険者の業務簡素化、被保険者の範囲が今後の議論になりそうです。2016年12月には改定内容がまとめられ、2017年の通常国会に提出される見込みであるとの情報をいただきました。

●参加団体活動紹介報告

社会福祉法人こーぷ福祉会

サービス付き高齢者向け住宅の取組について

社会福祉法人こーぷ福祉会（理事長：吉島孝）は、「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という地域の声に応えるために、サービス付き高齢者向け住宅「こ～ぷなごみの杜桜ヶ丘」をオープンします。（2016年11月予定）

社会福祉法人こーぷ福祉会がこれまで取り組んできた介護・福祉事業を基に、地域に根ざした高齢者向けの賃貸住宅です。

24時間365日ケアの専門スタッフの常駐による安否確認・生活相談サービスの提供、隣接する介護サービス拠点「こ～ぷのお家桜ヶ丘」・地域に根差した医療・介護サービス事業者との連携で必要なサポート体制を整えました。また、みやぎ生協の宅配・買物代行サービス、各種生活支援サービス等の利用による生きがい・自立の総合的な暮らしのサポートも特徴のひとつです。



外観（イメージ図）

サービス付き高齢者向け住宅
「こ～ぷなごみの杜桜ヶ丘」
仙台市青葉区水の森に
11月オープン予定

（担当 社会福祉法人こーぷ福祉会 事務局長 木島弘詞）

企業組合 労協センター事業団 東北事業本部

小規模多機能型居宅介護支援事業所の取組について

2012年4月に開所した小規模多機能型居宅介護支援事業所玉ちゃんの家は、通所介護を利用していた利用者様が、ご主人が亡くなり県外の親族宅に引っ越すことになった際に、「住み慣れた地域で暮らし続けたい。ねえ、どうにか出来ないの?」という声をきっかけに立ち上がりました。通所、訪問、宿泊と、24時間同じ事業所のスタッフがサポート出来る価値を、日々の支援を通じて実感しています。

地元の子どもたちに、高齢者の生活を理解し温かく見守ってほしいとの願いから、地域包括支援センター協力の下、認知症サポーター養成講座を中学校生徒向けに実施しました。職員が寸劇（玉ちゃん劇団）を使って認知症の症状を分かりやすく伝え、毎年1年生を対象に開催しています。

過疎化する大崎市鳴子地区で地域のニーズに応えるため、昨年100人の住民アンケートを実施しました。要望が高かったお惣菜の製造販売と高齢者宅への配達を今年の春から始めています。

毎年10月には自治会と共催で交流行事も行っています。

（担当 労協センター事業団東北事業本部 副本部長 佐々木洋志）



「玉ちゃんの家」の外観



地域交流祭「玉ちゃんまつり」の様子